

◇ 家畜共済重要事項説明書 ◇

この重要事項説明書は、家畜共済のご加入にあたり、あらかじめ承知いただきたい事項を明記したものです。

加入申し込みをいただく際に、内容をご確認いただきますとともに、説明書の内容にご不明な点がございましたら、農業共済組合までお問い合わせください。

1. 共済目的

(1) 死亡廃用共済

- ① 成牛(出生後第4月の月の末日を経過したもの)
- ② 子牛等(成牛以外の牛)及び牛の胎児をいい、その母牛に対する授精の日から起算して240日以上又はその母牛に対する受精卵移植の日から起算して233日(その受精卵の発育に要した日数が7日でないことが確認できる場合にあっては、240日から当該日数を差し引いた日数)以上に達したもの)
- ③ 馬(出生の年の末日を経過したもの)
- ④ 種豚(出生後第5月の月の末日を経過したもの)
- ⑤ 肉豚(出生後第20日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日))に達しているもの

(2) 疾病傷害共済

- ① 成牛(出生後第4月の月の末日を経過したもの)
- ② 子牛
- ③ 馬(出生の年の末日を経過したもの)
- ④ 種豚(出生後第5月の月の末日を経過したもの)

2. 共済関係の成立

組合員が、その飼養する当該区分に属する家畜を一体として家畜共済に付することを申込み、組合がこれを承諾することによって成立します。子牛、胎児については、共済目的とする旨の申出をすることで、加入対象となります。

対象家畜		包括共済家畜区分	
		死亡廃用共済	疾病傷害共済
牛	満 24 月 齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	乳用牛
	満 24 月 齢未満の乳牛の雌	育成乳牛	
	牛の胎児のうち乳牛であるもの		
	満 24 月 齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛
	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛	育成・肥育牛	
	牛の胎児のうち乳牛でないもの		
馬	満 36 月 齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬
	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬	
豚	繁殖用の豚で、出生後 5 月の末日を経過したもの	種豚	種豚
	肥育を目的とする豚で、加入資格日齢は出生後第 20 日の日または離乳の日のいずれか遅い日から第 8 月の末日までのもの。 ※ 特定肉豚の場合には上限はありません。	肉豚	

※ 死亡廃用共済、疾病傷害共済はそれぞれ、包括共済の家畜区分ごとに付保割合(補償割合)[死亡廃用共済]、選択割合[疾病傷害共済]を選択し加入することができます。

※ 子牛等の補償を選択した場合、死亡廃用共済では棚卸資産的家畜(育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬)に子牛・胎児が、疾病傷害共済では子牛が補償の対象に含まれます。

※ 加入を選択した包括共済区分に含まれる家畜は、全て加入いただきます。一部加入はできません。

3. 共済責任の開始及び共済掛金期間

共済責任は、組合が組合員から共済掛金等の払込みを受けた翌日から始まります。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜であって、その日以後飼養するに至ったものにあっては、その飼養するに至った時から始まります(当該家畜の引渡しを受け、自己の飼養場所まで運搬したときは、車両から完全に下した時)。また、家畜の引渡しを行い運搬した時は、車両に乗せた時に共済関係に付されたものでなくなります。

共済掛金期間は1年間(群単位肉豚は、出生後第8月の月の末日まで)ですが、共済掛金期間の始期又は終期を統一する必要があるときは、1年未満とすることがあります。

4. 共済掛金率

農林水産大臣が過去一定年間(原則3年間)の被害率(被害の程度)を基礎として、3年ごとに共済掛金標準率を定め、これを基に事故発生率(損害率)に応じて、死亡廃用共済は21段階、疾病傷害共済は41段階の危険段階掛別共済掛金率を設定します。

組合員に適用される掛金率は、過去10か年の事故発生率(損害率)を基礎に、該当する危険段階区分の掛金率を適用します(毎年度、適用する掛金率を見直します)。

農林水産大臣から告示される共済掛金標準率を中間値とし、事故発生率が低い組合員ほど掛金率は低く設定され、事故発生率が高い組合員ほど掛金率が高く設定される仕組みとなっています。

5. 共済金額

(1) 死亡廃用共済

共済掛金期間中に飼養すると見込まれる家畜の価額の合計の20%(肉豚にあっては40%)~80%(付保割合)までの範囲内において、組合員が申し出た金額です。

(2) 疾病傷害共済

共済掛金期間の開始の時に、現に飼養している家畜の価額の合計に病傷共済金支払限度率を乗じて得た金額(農林水産大臣が定める金額を上限とする)を超えな

い範囲内において、組合員が申し出た金額です。

6. 共済掛金等納入額と払込方法

(1) 共済掛金

共済金額×共済掛金率によって算出されます。
共済掛金の50%に相当する金額を国が負担し、残りを組合員が負担します。国庫負担共済掛金は、包括共済家畜区分ごとに定められた金額が上限となります。

(2) 納入額

組合員等負担共済掛金と賦課金を足したものの（共済掛金等）になります。

(3) 払込方法

原則、口座振替となります。また、共済掛金期間が6か月以上で組合員等負担共済掛金が5万円以上の場合には、保証人を立てていただくことで分割払いも可能です。

7. 共済事故

(1) 死亡廃用共済

- ① 牛、馬及び種豚の死亡及び廃用
- ② 牛の胎児及び肉豚の死亡

※ 死亡については、と殺による死亡及び家畜伝染病予防法の規定により全額補償される場合を除く。

(2) 疾病傷害共済

牛、馬及び種豚の疾病及び傷害

8. 共済事故（共済金支払対象事故）

家畜共済の共済事故（共済金の支払対象となる事故）は、対象家畜の種類ごとに次のように定められています。

(1) 死亡廃用共済

対象家畜の種類	共済事故	左の内容
すべての家畜	死亡事故	死亡（と殺を除く）。家畜伝染病予防法に基づく法令殺
牛 (胎児を除く) 馬 種豚	廃用事故	1号 疾病又は不慮の傷害によって死にひんしたこと
		2号 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったこと
		3号 骨折、は行もしくは両眼失明又は牛伝染性リンパ腫、BSE（牛伝達性海綿状脳症）その他農林水産大臣が指定する疾病もしくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったこと
		4号 盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日の翌日から起算して30日を下回らない範囲内において事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないこと
		5号 対象家畜が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったこと
		6号 搾乳牛・育成乳牛が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったこと
		7号 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなこと

※ 死亡事故のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）による患畜及び牛疫、口蹄疫、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）による疑似患畜あるいは法律で殺処分するよう指定された家畜については、胎児を含めて共済金の支払対象とはなりません。

※ 3号廃用事故のうち、BSE又は牛伝染性リンパ腫については、と畜場で診断され全廃棄となった場合（家畜商を経由した後にと畜場で診断され全廃棄された場合も含む）、又は組合員が譲渡した後にと畜場以外の場所で診断された場合も共済金の支払対象となります。

※ 5号廃用事故の対象家畜は、搾乳牛、育成乳牛、種雄牛、種雄馬

※ 7号廃用の対象家畜は、育成乳牛、育成・肥育牛

(2) 疾病傷害共済

対象家畜の種類	共済事故	左の内容
牛 (胎児を除く) 馬 種豚	病傷事故	疾病及び傷害 ※ 共済金の支払対象となる病気やけがなどにより、獣医師の診療を受けた場合です。

9. 死亡事故家畜の画像確認

死亡廃用共済の死亡事故において、GPS（位置情報）機能がついているスマートフォン等から撮影した画像を提供していただくことで、事故家畜の確認を行います。

画像確認を希望する場合は、必ず事前にお知らせください。なお、ご提供いただく画像は次のとおりです。

- ① 事故家畜の全体像（目・鼻および地面に近い前肢に塗料の塗布）
- ② 全体像で耳標が確認できない場合は耳標の拡大画像
- ③ 性別がわかる画像
- ④ 母牛の耳標
- ⑤ 母牛の繁殖関係書類（人工授精記録等）

※ ただし、耳標が装着された牛の画像については、必ずしもGPSデータの付加を必要としません。

10. 共済金の支払の免責

次の場合には、組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとします。

(1) 通常すべき管理その他損害防止を怠ったとき。

牛伝染性リンパ腫に係る共済事故の場合については、現地確認を行った組合が、次に掲げる牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置の実施状況を現地において確認するものとし、組合員がいずれかを実施していない場合は、通常すべき管理その他損害防止を怠ったとする。

- ① 同一の注射針を複数の牛に使用しないこと。
- ② 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋を1頭ごとに必ず交換する。
- ③ 妊娠鑑定時に用いるエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとに交換すること。
- ④ 除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着

- 器等の血液が付着する物品は洗浄、消毒して使用すること。なお、洗浄と消毒に使用する容器は別容器とすること。
- (2) 組合から、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示されているにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (3) 死亡廃用共済において、以下の異動通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ① 肉豚以外の家畜
- (ア) 家畜の養畜の業務の規模の著しい変更、又は共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする家畜の譲受け
- (イ) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い家畜を飼養しないこととなったこと
- ② 肉豚
- (ア) 肉豚の譲受け
- (イ) 肉豚が出生後第 20 日の日(その日に離乳していないときは離乳した日)に達したこと
- (ウ) 肉豚を飼養しないこととなったこと(特定肉豚に限る)
- (エ) 肉豚が種豚になったこと(特定肉豚に限る)
- (4) 事故発生通知又は損害発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (5) 組合員が正当な理由がないのに組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したとき。
- (6) 申込みの際、当該申込みに係る家畜に関する次に掲げる事項又は事実につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき。
- ① 包括共済関係の申込みについては包括共済家畜区分、個別共済関係の申込みについては共済目的の種類
- ② 申込みの際現に飼養している家畜の頭数
- ③ 申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けているものがあること又はそれらの原因が生じているものがあること。
- (7) 共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。
- (8) 戦争その他の変乱によって損害が生じたとき。
- (9) 組合員又はその法定代理人(組合員等以外の者で共済金を受けるべき者がいるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。)の故意又は重大な過失によって損害が生じたとき。
- ただし、組合員が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
- (10) 組合員等と同一の世帯に属する親族の故意によって損害が生じたとき。ただし、その親族が組合員等に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。
- (11) 共済責任の始まった日から 2 週間以内に当該家畜に共済事故が生じたとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
- ① 当該共済事故の原因が当該共済責任の始まった時

- 以降に生じたものである場合
- ② 当該共済事故に係る家畜が、包括共済関係に付されたものであって、当該包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から付されていたものである場合
- ③ 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から当該組合員の他の包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜でなくなったことにより、当該共済事故に係る包括共済関係に付されたものである場合
- ④ 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されていたものであって、種雄牛又は種雄馬となった後 2 週間以内に当該共済事故に係る個別共済関係に付されたものである場合
- ⑤ 当該共済事故に係る家畜が、その母牛に対する授精の日から起算して 240 日以上又はその母牛に対する受精卵移植の日から起算して 233 日(その受精卵の発育に要した日数が 7 日でないことが確認できる場合にあっては、240 日から当該日数を差し引いた日数)以上に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等(子牛にあっては、組合員が出生後引き続き飼養しているものに限る。)である場合であって、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から、当該組合員の共済関係に付されていたものであるとき(当該母牛が当該組合員の共済関係に付される 2 週間以上前から他の組合員(他の組合の組合員を含む。)の共済関係に付されていた場合であって、当該他の組合員の飼養する家畜でなくなった後 1 週間以内に当該組合員の共済関係に付されたものであるときを含む。)
- ⑥ 当該共済事故に係る家畜が、特定肉豚であって、当該組合員の飼養する母豚から出生し、当該特定肉豚に係る包括共済関係の成立後に出生後第 20 日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日)に達したものである場合
- ⑦ 当該共済事故に係る家畜が、特定肉豚であって、法第 141 条 1 項の規定により消滅した群単位肉豚に係る包括共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から付されていたものである場合
- ⑧ 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から特定肉豚に係る包括共済に付されていた肉豚であって、当該包括共済関係の消滅後 2 週間以内に群単位肉豚に係る包括共済関係に付されたものである場合
- ⑨ 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される 2 週間以上前から他の組合員等(他の組合等の組合員等を含む。)に係る共済関係に付されていたものであって、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後 1 週間以内に、当該共済事故に係る共済関係に付されていたものである場合

- (12) 組合員が、あらかじめこの組合の承諾を得ずに廃用に係る家畜をと殺し、又は譲り渡したとき。
- ① 当該廃用に係る家畜を緊急にと殺し、又は譲り渡す必要があったこと。
 - ② 当該廃用に係る家畜が牛伝染性リンパ腫又は BSE にかかっていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことに付き、重大な過失がないこと。
- (13) 組合員が競馬法による競馬の競争に共済目的である馬を出走させたことによって損害を生じさせたとき。

1.1. 共済事故の選択

死亡廃用共済は、共済事故の一部を除外して加入することができます。これにより、掛金の負担を軽減することができますが、補償されない事故のリスクを加入者自ら負うこととなりますので注意願います。

また、共済事故を選択できる方は、包括共済関係（肉豚にあっては、特定肉豚のみ）で加入し、下表の条件を満たす方です。

包括共済家畜区分	基準
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げる要件のいずれにも該当すること (ア) 共済掛金期間の開始の時に現に飼養する搾乳牛又は育成乳牛の頭数が6頭以上であること (イ) 搾乳牛又は育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること
特定肉豚	次に掲げる要件のいずれにも該当すること (ア) 共済掛金期間の開始の時に現に飼養する肉豚の頭数が200頭以上であること (イ) 肉豚につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること

【死亡廃用共済における事故除外区分】

事故除外の種類	包括共済家畜区分	共済金支払対象とする事故		共済金支払から除外する事故
		死亡事故	廃用事故	
1号のイ除外	搾乳牛 育成乳牛	火災、法定・届出伝染病、自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
1号のロ除外	搾乳牛 育成乳牛	死亡事故全て	火災、法定・届出伝染病、自然災害による廃用事故	通常の廃用事故
1号のハ除外	搾乳牛 育成乳牛	死亡事故全て	1号、2号、3号、4号、7号 廃用事故	5号、6号 廃用事故
2号のイ除外	繁殖用雌牛 育成・肥育牛	火災、法定・届出伝染病、自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
2号のロ除外	繁殖用雌牛 育成・肥育牛	死亡事故全て	火災、法定・届出伝染病、自然災害による廃用事故	通常の廃用事故
2号のハ除外	繁殖用雌牛 育成・肥育牛	死亡事故全て	4号、7号 廃用事故	1号、2号、3号 廃用事故
4号のイ除外	種豚	火災、法定・届出伝染病、自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のロ除外	種豚	死亡事故	4号、7号 廃用事故	1号、2号、3号 廃用事故
5号除外	特定肉豚	火災、法定・届出伝染病、自然災害による死亡事故		通常の死亡事故

- ※1 火災にあっては、組合の調査において出火の事実が確認されたものです。
- ※2 1号除外・2号除外・3号除外・4号除外における伝染性の疾病とは、家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病の患者又は疑似患者（と殺又は殺処分されたものにあつては、家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る。）及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病の真症のものをいいます。
- ※3 自然災害にあっては、組合の調査において、事故の原因となる自然現象が特定できたもの。なお、通常の飼養管理により被害を回避できたと判断される死亡及び廃用については、事故として取扱わないものとします。
- ※4 5号除外の届出伝染病は豚テシオウイルス性脳脊髄炎及びニパウイルス感染症のみです。

1.2. 共済金の支払額

(1) 死亡廃用共済

- ① 損害の額は次の式によって算定します。

(ア) 損害の額 = 事故家畜の価額 - (肉皮等残存物の価額又は当該畜の廃用時の価額 + 補償金等)

(イ) 肉皮等残存物の評価額、当該家畜の廃用時の評価額又は基準額が、事故家畜の価額の2分の1を超えるときは、事故家畜の価額の2分の1とします。

- ② 死亡廃用共済の共済金の額は、次の式により算定される計算共済金と純損害額のいずれか低い額とします。

(ア) 計算共済金 = 損害の額 × 付保割合(共済金額 ÷ 共済価額)

(イ) 純損害額 = 事故家畜の価額 - (肉皮等残存物の価額又は当該畜の廃用時の価額 + 手当金 + 支援金)

※ 純損害額を算定する時の肉皮等残存物の価額等は、実際の売渡価格を用います。

- ③ 家畜の価額は次のとおりです。

(ア) 搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚においては共済掛金期間開始時(その後導入した家畜は共済に付された時)における家畜の価額

(イ) 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬においては、事故が発生した時における家畜の価額

(ウ) 牛の胎児の場合、乳用種は雄の価額、肉用種は雄と雌との平均価額

- ④ と畜後廃用家畜の価額は次の式の家畜の取引価額とします。

・ 家畜の取引価額 = 家畜の売渡価額 - 売渡先への返還金

- ⑤ 肉皮等残存物の価額又は次の式の価額とします。

・ 肉皮等残存物の売渡価額 = 枝肉価額 - 処理経費

※ 肉皮等残存物の売渡価額又は廃用家畜の取引価額が基準額を下回るときは肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額は基準額を用います。

- ⑥ 基準額は食肉市場において前年に取引された C1 規格又は C2 規格の枝肉の1キログラム当りの平均価額を用いて、事務取扱処理要領の定める算定方法により算出されます。

- ⑦ 過去の被害率が農林水産大臣の定める基準を超える農家にあっては、支払限度額が設けられ、それを

上回る部分は支払われません。

(ただし共済掛金開始後の最初に発生した事故及び、火災・伝染病・自然災害等の特定事故については限度額の適用を受けません。)支払限度適用農家は毎年見直されます。

- ⑧ 期中において家畜の異動により共済金額を変更した場合は死廃共済金支払限度額が変更され、これにより生じた共済金の差額は追加支払又は返還をしていただきます。

(2) 疾病傷害共済

- ① 疾病傷害共済の共済金は、次の式による損害の額(ア)と(イ)の額のいずれか低い額となります。(※1円未満の端数は切り捨てる。)

(ア) 損害の額 = 診療総点数 × 1点の価額(10円) × 90/100

(イ) 純損害額 = 診療その他の行為によって組合員等が負担した費用 × 90/100

- ② 共済金支払いの対象となるものは、疾病及び傷害によるものです。具体的な取り扱いは、家畜共済の疾病事故給付基準によるものとします。
- ③ 家畜の区分ごとに支払限度額が設定されています。
- ④ 共済金は農家の実負担額を限度とし、一共済掛金期間内における共済金の累計が年間給付限度額まで支払われますが、それを過ぎたものは加入者負担となります。
- ⑤ 次の金額のうち、いずれか低い方の1割を自己負担金とします。(※1円未満の端数は切り捨てる。)
- ・ 診療総点数 × 1点の価格(10円)
 - ・ 診療その他の行為によって組合員等が負担した費用
- ⑥ 家畜の異動が生じ、共済金額(給付限度額)の変更を希望するときは、異動の日から2週間以内に申し出てください。その場合届出の日から2週間以内に増額に関わる掛金を納入していただき給付限度額を変更することができます。

1.3. 待期間

新規に共済掛金期間が開始した日から2週間(この期間を待期間と言います)以内に事故があっても、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合は、補償を受けることができません(導入された家畜については、導入の日の翌日から2週間が待期間となります)。

なお、共済加入者間で取引された家畜(取引前2週間以上前に加入している個体で、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員の共済関係に付された個体)は、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合の事故でも、共済金を請求することができます。

※ 待期間中の事故であっても共済金請求ができる場合

家畜の導入など共済掛金開始日から2週間以内(待期間)に発生した死廃事故及び病傷事故は、原則として共済金が請求できませんが、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済金が請求できる場合がありますので、家畜の導入及び事故の発生がありまし

たら速やかに組合へご連絡ください。

【請求可能な事故の例】

分類	事故	事故原因
外傷	切創、挫創、骨折、脱臼、焼死、圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、火災、自然災害など
突発的に発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に起因する病気	乳熱、子宮脱、新生子の生後の感染症など	分娩、新生子の生後感染
その他	事故原因が加入後にある母牛の死亡または廃用に伴う胎子死	母牛の死亡または廃用

【請求方法】

- ① 事故原因の発生した時点が明記された診断書(検案書)
- ※ 共済団体の家畜診療所、嘱託・指定獣医師の診療を受けている場合、提出は不要です。
- ② 事故原因の特定を目的に検査した場合は、検査結果を証明したもの
- ※ 検査を外部へ依頼した場合は、検査機関等が証明したもの
- ③ 火災による事故の場合は、罹災証明書
- ④ 「母牛の死亡又は廃用に伴う胎子死」の場合は、授精(種付・移植)証明書
- なお、事故発生通知や飼養管理を怠った場合、重大な過失があった場合などは、共済金を支払いできない場合があります。

1.4. 共済事故の一部除外(事故除外引受)

包括共済の死亡廃用共済においては、共済事故の一部を補償対象としない加入方式(事故除外引受)を選択することができます(種雄畜を除く)。事故除外を選択した場合、共済掛金が割引されますが、補償されない事故のリスクを加入者自らが負うこととなりますので、ご注意願います。

1.5. 期末調整(死亡廃用共済のみ)

加入者は、掛金期間終了後(期末)、速やかに牛トレサ情報・飼養状況等を整理し、組合に連絡してください。牛トレサ情報・飼養状況等に基づき、組合は当該掛金期間の引受を再度計算しなおします。

共済価額に差額が生じた場合、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収又は返還します。差額の徴収がある場合、納入期限までに納入がなければ、納入されるまでの間の事故については、共済金の全額を免責することがあります。

16. 共済事故外の診療費等

種 別		区 分 (消費税10%含む。単位：円)			備考
		A	B	C	
時間外 診察料	夜間	5,000	15,000	15,000	※1
	深夜	8,000	24,000	24,000	※2
休日診察料		1,000	3,000	3,000	※3
感染防止用防護服		1,100	3,300	3,300	※4
去勢	陰嚢	16,500	49,500	49,500	※5
	観血	満7月齢未満	4,400	13,200	
		満7月齢以上～満12月齢未満	6,600	19,800	
		満12月齢以上	8,800	26,400	
	無血	3,000	9,000	9,000	
妊娠鑑定料		2,500	7,500	7,500	
妊娠鑑定料（ドライチェック）		1,500	4,500	4,500	
発情鑑定料		2,500	7,500	7,500	
胚移植関係	過排卵処置	33,000	99,000	99,000	※6
	採卵	30,000	90,000	90,000	※7
	移植	9,000	27,000	27,000	※8
	検卵料	5,500	16,500	16,500	※9
	新鮮卵処理	550	1,650	1,650	※10
	凍結卵処理	1,100	3,300	3,300	
磁石投与		1,400	4,200	4,200	
除角		1,500	4,500	4,500	
断角		3,700	11,100	11,100	
人工授精		3,000	9,000	9,000	※11
診断書・証明書料		1,100	3,300	3,300	※12
指示書料		1,100	3,300	3,300	
飼養衛生管理基準等指導料		10,000	30,000	30,000	※13
生産獣医療関係	繁殖検診契約	20頭以下（年間）	66,000		※14
		30頭以下（年間）	88,000		
		40頭以下（年間）	110,000		
		50頭以下（年間）	132,000		
		60頭以下（年間）	154,000		
		70頭以下（年間）	176,000		
		80頭以下（年間）	198,000		
		90頭以下（年間）	220,000		
		100頭以下（年間）	242,000		
	肥育牛検診契約（年間）		66,000		
出前授業		2,200	6,600	6,600	※15
相談料		5,500	16,500	16,500	※16
データ分析料		11,000	33,000	33,000	

- ※ 生産獣医療関係は、家畜共済加入者を対象とする。
- ※ 血液検査は農家負担とする。
- ※ 生産獣医療に係る繁殖検診契約及び肥育牛検診契約については、令和9年3月31日までの試行料金とする。
- ※1 夜間（午後5時～午後10時、午前5時～午前8時30分）1頭につき5,000円、休日診察料との併用はしない。（診療料金は別途）
- ※2 深夜（午後10時～翌朝午前5時）1頭につき8,000円、休日診察料との併用はしない。（診療料金は別途）
- ※3 1頭につき1,000円（10頭を超える部分は、1頭につき500円）
- 休日の時間外診察は時間外診察料を適用（診療料金は別途）
- ※4 診察1件につき1,100円（診察時獣医師に使い捨て防護服の着用を求めた場合、獣医師の人数に限らずこの金額を適用する。）
- ※5 鎮静術含む。
- ※6 往診を含む。
- ※7 往診を含む。回収正常卵が0個であった場合は半額とする。
- ※8 受精卵料は含まない。
- ※9 1頭につき

- ※10 ストロ－1本につき
- ※11 精液料は含まない。
- ※12 死亡廃用共済非加入家畜の検案書料等は非加入家畜の料金とする。
- ※13 1戸1回
- ※14 支払いは、年4回までの分納も可とする。
- ※15 1人1回、往診代は別途請求する。
- ※16 1回、往診代は別途請求する。
- 区分A： 疾病傷害共済加入家畜
- 区分B： 家畜共済加入資格のない家畜
- 区分C： 疾病傷害共済非加入家畜
- この表に定めない区分B・Cの診療料金等は、区分Aの診療料金等の200%増とする。
- ＜共済事故外の診療費等＞
- 家畜共済において、共済の補償対象外（事故外）となる病気やケガに対して家畜診療所などで診療を受けた際、飼養者が全額または規定の割合を自己負担する診療費のことです。
- 以下のような場合は「共済事故外」として扱われます。
- ① 予防のための処置： 病気やケガの治療ではないワクチン接種などの予防注射や検査
- ② 給付限度額を超えた診療： 共済で定められた給付限度額（年間の補償上限）を使い切ってしまった後の診療費
- ③ 対象外の病気やケガ： 共済の加入条件を満たしていない状態で発生した病気やケガ
- ④ 自由診療や特別な処置： 獣医学的に必要と判断されても、通常の共済規定の範囲外となる検査や処置

17. 指定外獣医師に家畜の診療を依頼した場合

- 疾病傷害共済加入者で、指定外獣医師（NOSAIの指定を受けていない開業獣医師など）に家畜の診療を依頼した場合、診療費はいったん全額自己負担となりますが、後日 NOSAI に必要書類を提出することで、疾病傷害共済の共済金の支払いを受けることができます。
- 手続きの流れと必要書類は以下のとおりです。
- (1) 事故発生の通知
- 事故発生や病気になった際、事前に家畜診療所へ速やかに連絡してください。連絡が遅れると共済金が支払われないことがあります。
- (2) 獣医師法（昭和24年法律第186号、以下「法」という。）に基づく診療時に指定外獣医師から受け取る書類等
- 指定外獣医師から診療を受けた場合は「病傷事故診断書兼診療簿」、出産の立ち会いを行った場合は「出生証明書」、検案をした場合は「診断書、死産証明書」又は「死産事故診断書（検案書）」の交付を速やかに受けてください。（法第19条）
- 病傷事故診断書兼診療簿及び死産事故診断書（検案書）については、農林水産省令で定める期間で、農林水産大臣又は県知事が必要と認めるときは、検査を受ける必要があります。（法第21条）
- (3) 組合への共済金請求手続き
- 共済金を請求する際は、次の①から⑤までの書類を組合に提出してください。なお、①から③については、指定獣医師以外の開業獣医師の診療を受けたとき、また④については皆様が個人で医薬品販売業者から動物用医薬品を購入し、獣医師がそれを診療に使用した場合にのみ必要となります。
- ① 指定外獣医師が発行した病傷事故診断書兼診療簿の写し又は死産事故診断書（検案書）
- ② 指定外獣医師からの請求書及び明細書の写し
- ③ 診療費の支払を明らかにする書類の写し（診療費

の領収書、金融機関への振込証等、診療等に係った費用が明らかとされる明細)

- ④ 当該動物用医薬品の領収書等購入価格及び購入数量を明らかにする書類の写し(医薬品の購入がある場合)

- ⑤ 組合が指定する共済金請求書

ただし、①母牛の死産事故に伴う胎児の死亡事故、②肉豚の死亡事故は、上記の書類を提出する必要がありません。

【重要】共済金は「国の定める病傷給付基準等」に基づいて査定されるため、全額が支払われるとは限りません。また、診療行為の内容(病傷事故給付基準)によっては支払対象外となる場合があります。なお、事後通知が遅れると共済金が支払われないことがあります。

- (4) 病傷事故診断書兼診療簿及び検案簿の記載事項(昭和24年獣医師法施行規則第93号)

＜病傷事故診断書兼診療簿＞

- ① 診療の年月日
② 診療した動物の種類、性、年齢(不明のときは推定年齢)、名号、頭数及び特徴
③ 診療した動物の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所
④ 病名及び主要症状
⑤ りん告
⑥ 治療方法(処方及び処置)

＜検案簿＞

- ① 検案の年月日
② 検案した動物の種類、性、年齢(不明のときは推定年齢)、名号、特徴並びに所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所
③ 死亡年月日時(不明のときは推定年月日時)
④ 死亡の場所
⑤ 死亡の原因
⑥ 死体の状態
⑦ 解剖の主要所見

＜病傷事故診断書兼診療簿及び検案簿の保存期間＞

病傷事故診断書兼診療簿及び検案簿については、農林水産大臣又は県知事が必要と認めるときは、農林水産省令で定める保存期間内で検査を受ける必要があります。同省令で定める期間は、牛は8年間、その他家畜にあっては3年間です。

18. 共済関係の解除

次の場合、共済関係を解除することがあります。

- (1) 組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をした場合
(2) 組合員が、共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
(3) 組合員が、共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
(4) トレサ情報又は組合員の帳簿その他の飼養管理等の記録を利用して家畜の飼養頭数を効率的に確認することにつき、組合員の協力を得られない場合

19. 損害防止の義務等

組合員は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはなりません。

家畜共済では、加入者に家畜について通常すべき管理その他損害防止の義務を課しています。これは、「加

入者は、加入家畜については病気やケガを発生させないよう、更には発生した損害の拡大を防止するように努める。」義務があるためです。

次の場合には、組合員は、あらかじめ、その旨をこの組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けてください。

- (1) 共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき

- (2) 共済目的である家畜を放牧するとき

- (3) 共済目的である家畜を家畜市場に出場させ、又は共進会等に出品するとき

また、次の場合には、組合員は、遅滞なく、その旨を組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けてください。

- (1) 共済目的である家畜が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき

- (2) 共済目的である家畜が行方不明になったとき

20. 告知義務

加入者には、告知義務が発生します。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務の事です。告知事項とは加入申込書の記載内容及び損害の発生の可能性に関する重要な事項の内、組合が告知を求めたものとなります。故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかった時は、組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

21. 通知義務

次の場合は、加入者から組合への通知が義務付けられています。この通知義務を怠ると、補償を受けられない場合があります。

- (1) 死亡廃用共済

- ① 次の異動が生じたとき

(ア) 農場の譲受、畜舎の増築等養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け

(イ) 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け

(ウ) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと

- ② 家畜が死亡又は廃用となったとき

- ③ 家畜が行方不明となったとき

- ④ と畜場又はと畜場以外の場所において、BSE又は牛伝染性リンパ種と診断されたとき

- (2) 疾病傷害共済

- ① 次の異動が生じた場合であって、共済金額の変更を希望するときは、異動日から2週間以内に組合に申し出てください。

(ア) 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと

(イ) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと

- ② 家畜が病気、けがをしたとき

22. 牛トレサビリティ法に基づく家畜改良センター等への届出

家畜共済では、トレサ情報が非常に重要となりますので、牛の異動等があった場合には、速やかに登録を行ってください。

トレサ情報、加入者の方が記録する飼養、管理等の記録(帳簿等)の利用等の方法により家畜の飼養頭数を効率的に確認すること、トレサ情報などの記録を家畜改

良センター及び地方農政局等へ提供することについて、ご協力が得られない場合、加入申込みを承諾することができません。

23. 農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び賦課金の返還

組合員は、農業経営収入保険に加入しようとするときは、共済関係解除することができます。この場合において、当該解除の日(個人にあっては12月31日、法人にあっては事業年度開始日の前日)の翌日以後に共済掛金期間が終了するものの共済掛金については、共済責任期間の未経過部分に相当する金額を日割で計算した金額を組合員に返還します。この場合、組合員が支払った賦課金についても、日割で計算した金額を組合員に返還します。

24. 養畜の業務の全部又は一部をやめた場合

養畜の業務の全部又は一部をやめることに伴い家畜共済の共済関係を解除するときは組合に申し出てください。

死亡廃用共済では期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還します。

疾病傷害共済では未経過分の共済掛金を日割りで計算した金額に再算定し、差額を払い戻します。また、共済金額を経過期間分の金額に再算定し、支払った共済金が当該再算定した共済金額を超える場合は、当該超える部分の額を徴収します。

25. 共済契約の承継

譲渡人が養畜の業務を廃止した場合に限り譲受人がご契約の承継を希望する場合は、当該譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、共済目的の所在地、その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、組合に承諾の申請を行ってください。

26. 途中解約

共済掛金期間中にご契約者都合による途中解約を希望される場合には、原則として共済掛金等の返還はしませんのでご注意ください。

27. 加入者の皆様をお願いしたい事項

- (1) 獣医師が診療する際と、死廃事故の確認をする際は、原則として立ち会いをお願いいたします。
- (2) 診療を受けたときは、概ね1週間以内に獣医師から診療種別等通知書を受け取り、これを3年間保存してください。
- (3) 家畜共済では、牛個体識別情報が非常に重要になります。家畜の導入や出荷等があった場合には、牛個体識別情報への迅速な登録をお願いします。
- (4) 豚については、帳簿等が非常に重要となります。日頃から導入や譲渡など家畜の飼養状況がわかるような帳簿の整理をお願いします。
- (5) 家畜が、盗難や災害等により行方不明となった際は、警察へ届け出るとともに、盗難被害届又は遺失物届の証明書を組合へ提出してください。
- (6) 家畜商へ譲渡した牛が牛伝染性リンパ腫などのと畜後廃用事故となり、売渡額の一部または全部を返還した場合は、領収書など返還額を証明する書類を提出してください。

28. 個人情報の取扱い

ご加入の内容、加入申込書記載事項及びその他の知り得た情報(以下、「個人情報」といいます)については、組合及び農林水産省が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済事業のご案内等のために必要な範囲で利用することがあります。法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。(県家畜保健衛生所・JA畜産振興センター等の家畜防疫・家畜保健衛生に必要とされる情報含む)

29. 高齢者等への取組み

ご加入者が会話上の意思伝達・相互連携に支障がある場合は、理解力・判断力に応じ、よりきめ細やかな取組みを行います。

30. その他の事項

組合は、事業の健全な運営に努めるとともに、その保有する共済金支払責任の一部を、農林水産省と保険契約を締結して危険の分散を図るなど共済金の確実な支払いに努めていますが、家畜共済に係る不足金填補準備金並びに特別積立金の合計額をその支払いに充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金等の支払額が削減されることがあります。

本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細またはご加入のお申し込み、共済掛金の納入、共済金のご請求、各種の通知など、ご不明な点がございましたら、お手数ですが最寄りの支所までお問い合わせ願います。

【支所・出張所・本所】



東部支所	☎ 0879-43-4121
高松支所	☎ 087-888-1146 0120-58-1148
小豆出張所	☎ 0879-62-0694
中讃支所	☎ 0877-35-7735
三豊支所	☎ 0875-25-2482 0120-031-304
本所	☎ 087-888-2121

【家畜診療所・分室・生産獣医療センター】

中央家畜診療所	☎ 087-889-0473
東部分室	☎ 0879-43-4676
小豆分室	☎ 0879-62-6122
中讃家畜診療所	☎ 0877-86-5210
三豊家畜診療所	☎ 0875-25-2927
生産獣医療センター	☎ 0877-86-5210